

平成 20 年度

福島県環境審議会 議事録

(平成 20 年 12 月 24 日)

1 日 時

平成20年12月24日（水）午後1時30分～午後3時45分

2 場 所

県庁本庁舎2階 第1特別委員会室

3 出席者

(1) 審議会委員

稻森悠平 大越則恵 小野智恵子 加藤大蔵 後藤忍 佐藤俊彦 白井英男
高橋雅行 中井勝己 長林久夫 引地宏 福島哲仁 堀金洋子 皆川猛 武藤智子
和合アヤ子 和田佳代子 渡邊和子 渡部チイ子 以上20名（1名欠席）

(2) 事務局

生活環境部長 阿久津文作

(生活環境総室)

生活環境部政策監 藤原良一

生活環境部参事兼生活環境総務課長 佐藤芳男

生活環境部企画主幹 大谷英明 ほか

(環境共生総室)

生活環境部次長（環境共生担当） 河津賢澄

環境共生課長 飯塚俊二

自然保護課長 佐藤守孝

(環境保全総室)

生活環境部次長（環境保全担当） 鈴木徹

一般廃棄物課長 山上和良

産業廃棄物課長 長澤金一

不法投棄対策室長 梁取一男

水・大気環境課長 石原道男 ほか

4 議事等

(1) 開会（司会） 生活環境総務課菅野主任主査

(2) 生活環境部長あいさつ

福島県環境審議会の開催に当たり、ごあいさつを申し上げます。

皆様には、本審議会の委員就任について御快諾いただき、誠にありがとうございます。また、日ごろから環境行政の推進をはじめ、県政の各般にわたり、格別の御支援、御協力をいただき、厚く御礼を申し上げます。

さて、御承知のとおり、今年から京都議定書の約束期間がスタートしました。その

後、7月に開催された北海道洞爺湖サミットでは、2050年までに、世界全体の温室効果ガスを少なくとも半減させることについて合意がなされ、先月、国においては、ポスト京都議定書を見据えた中期目標の検討に着手したところであります。

また、県内に目を向けてみると、我々が取り組んでいます「福島議定書事業」に学校や事業者など2456の団体等が参加され、この間の土日に開催されました環境エネルギーフェアにおいても2万人を超える方が来場されるなど、環境問題への関心が一段と高まっております。このようなことからも、従来の社会経済活動やライフスタイルを見直し、環境への負荷が少ない持続的発展が可能な社会の実現が求められていると強く感じているところです。

本県におきましては、県の長期総合計画「うつくしま21」において、循環型社会の形成を重点施策の大きな柱に位置づけるとともに、その部門別計画である「環境基本計画」において、「自然と共生する地球にやさしい“ふくしま”」を目指し、環境最優先と環境悪化の未然防止を基本として、各種の施策を積極的に展開しているところでございます。また、地球温暖化防止に視点をあてて、地球温暖化防止のための「環境エネルギー戦略」を策定し、重点的、集中的な取り組みを進めているところでございます。

今後とも、複雑多様化する環境問題に的確に対応し、本県の恵み豊かな環境を将来世代に確実に引き継いでいくため、行政はもとより、住民、事業者、民間の団体等のあらゆる主体と幅広く連携しながら、県民総参加のもと、さらなる取り組みを推進してまいりたいと考えております。

本日は、今後の審議会の体制をお決めいただくとともに、水質環境基準の水質類型指定の見直し、及び水生生物の保全に係る水質環境基準の水域類型指定について、諮問することとしております。

皆様には、様々な視点から忌憚の無い御意見や御提案をお願い申し上げ、あいさつといたします。

(3) 委員紹介及び事務局紹介

平成20年9月1日付けで就任した福島県環境審議会委員20名（欠席1名）を紹介した。その後、生活環境部政策監をはじめ、関係する生活環境部各次長及び課室長より自己紹介を行った。

(4) 議事

福島県環境審議会条例第7条第3項に基づく定足数に達していることから、本会議が有効に成立していることを確認し、議事に入った。

ア 議事1 「会長の選任等について」

会長に福島大学副学長・理事 中井勝己 委員、会長職務代理職に福島工業高等専門学校名誉教授 引地宏 委員が選任された。

また、中井会長が、本日の議事録署名人として、佐藤俊彦 委員と高橋雅彦 委

員を指名し、議事を進行した。

イ 議事2 「部会構成について」

事務局より資料2に基づき、「環境政策及び循環型社会推進等に関すること」を審議する部会として「第1部会」、「廃棄物対策及び環境汚染防止等に関すること」を審議する部会として「第2部会」を設置することを提案し、了承された。

ウ 議事3 「所属部会の指名について」

中井会長から、各委員の所属部会を資料3のとおりとする旨報告し、関連して、事務局（佐藤部参事兼生活環境総務課長）より資料4「代理出席に関する要領」について説明を行った。

エ 議事4 「部会長の選任等について」

第1部会は、部会長に福島大学共生システム理工学類教授 稲森悠平 委員、部会長職務代理職に福島県立医科大学教授 福島哲仁 委員が選任された。

第2部会は、部会長に福島工業高等専門学校名誉教授 引地宏 委員、部会長職務代理職に福島大学共生システム理工学類准教授 後藤忍 委員が選任された。

オ 議事5 「水質環境基準の水域類型指定の見直しについて」

審議に入る前に議題5及び議題6については、詳細な審議を第2部会に付託することで了承された。

事務局（石原水・大気環境課長）から別紙資料5に基づき説明が行われ、以下のような質疑等があった。

《質疑応答》

(大越委員)

平成11年度の濁川と田付川のBODの値がA類型の基準を超えている理由は何か。
(石原水・大気環境課長)

水質は様々な理由により変動する。平成11年度に何があり、水質に影響したのか、手元に資料がない。後日開かれる予定の第2部会までに調べて回答したいので御了承願いたい。

(中井議長)

2つの河川は地理的に近いため、何か共通する原因があったのではないか。

(石原水・大気環境課長)

お示ししたデータは年度ごとの75%値を示したものであり、個々のデータが同様の挙動をしているとまでは言えない。詳しいデータをみて回答したい。

(和田委員)

濁川は昭和57年にB類型に指定されているが、BODの変動から見ると、最初からA類型に指定しても良かったのではないか。B類型に指定した特別な理由があるのか。
(石原水・大気環境課長)

類型指定は現状の水質だけでなく、利水目的なども含め、総合的に勘案して指定され

る。指定当時、水質がA類型を達成していたという点だけでなく、他の利水目的等も勘案の上、最終的にB類型に指定されたと認識している。

(長林委員)

荒川、田付川においては、BODの低下傾向が認められる。社会的な改善の効果が出ているということか。

(石原水・大気環境課長)

委員御指摘のとおり、一般的には流域の生活排水対策及び工場・事業場等の発生源対策の効果が大きいと考えられるが、なお詳細については検討していきたい。

(堀金委員)

生活排水対策の話が出たので関連してお聞きしたい。県では生活排水対策重点地域を7地域で指定していると認識しているが、指定による対策の効果はどの程度でているのか。

(石原水・大気環境課長)

委員御指摘のとおり、県では平成4年に大滝根川流域を生活排水対策重点地域に指定したのを皮切りに、平成15年の湯川流域まで、7地域を指定し、市町村等とも連携を図りながら、様々な対策を行っているところである。例えば、合併処理浄化槽、下水道などのハード面の整備については、指定のない地域よりも重点的に取り組んでいる。

対策の効果についてであるが、実際の河川には、生活排水だけでなく、農業や工場などからの汚濁物質も流入するため、生活排水対策の効果だけを定量的に把握するのは難しい。しかしながら、指定以後の河川の水質がどのように変動したかについては、第2部会で提示させていただきたい。

(長澤委員)

資料では、41河川54水域について見直しを検討したとされているが、県内の概ねの河川・水域が対象となったと考えて良いのか。

また、見直しの作業については今年度で終了し、今後は定期的に見直しを図るとされているが、その際は、地域住民の意見なども考慮しながら作業を進めるべきと考えるがどうか。

(石原水・大気環境課長)

見直しの検討については、類型指定されている全ての河川について実施した。

今後の取り組みについてであるが、見直しを行い、環境基準を達成すればそれで終了ということではない。水質をさらに良くするための取り組みは引き続き行っていかなくてはならない。委員御指摘のとおり、市町村や地域住民の意見を入れながら取り組んでいきたいと思う。

(中井議長)

今回で見直しの作業は一旦終了することだが、B類型以下の水域は県内にまだ

あるのか。

(石原水・大気環境課長)

B類型、C類型に指定されている水域もある。これらについては、まだ水質が上位の類型を達成していないため、見直しの対象とはしなかったということである。

(後藤委員)

県では水質汚濁の発生負荷を推計するモデルを導入していると聞いたが、今回の見直しの作業を行うにあたって、当該モデルと実際の水質との適合性は上手く取られているのか。

(石原水・大気環境課長)

発生した汚濁負荷量がどの程度河川に流入し、その内のどれだけが河川で浄化され、下流の測定地点まで到達するのかといったモデルを持ってはいない。ただし、流域で発生した汚濁負荷量の算出は行っている。

(引地委員)

今の件に関連することであるが、河川における水質の浄化については、共存物質の存在が大きな影響を及ぼす。例えば、窒素・りんや金属などは微生物の水質浄化の速度に影響を与える。また、事業場、農業からの排水がどの程度浄化されて河川に流入するかによっても、その後の河川水の浄化されやすさは変わってくる。河川における水質の浄化を推計するには、BODの値だけでなく、より詳細なデータの解析が必要になると思われる。

(白井委員)

今回は、既に類型指定されている水域についての見直しであるが、指定がされていない水域の取扱いはどのようにになっているのか。

(石原水・大気環境課長)

利水状況などから指定が必要と考えられる水域については、新たに指定を考えている。現在、三春ダム貯水池について、新たに指定する方向で調査等を行っているところである。

(白井委員)

私の地元の喜多方市の話になるが、飯豊山を水源とする一ノ戸川が類型指定されていない。この河川の水は山都の寒ざらしそばに利用されるなど、利水上重要な水域であり、類型指定を行い、水質の監視を積極的に行うべき河川なのではないかと考えている。他の地域でも同様な河川があるのではないか。この件について、各市町村から要望を聞くこと等は考えていないのか。

(石原水・大気環境課長)

委員御指摘のとおり、新たに類型を指定するべき水系があるかもしれない。今後、市町村、県の関係部局等から情報を収集していきたい。

(堀金委員)

今回の諮問では、B類型に指定されている水域をA類型に見直すこととされているが、現在C類型に指定されている水域の水質を改善することも重要ではないかと思うが、この点についてどう考えるか。

(石原水・大気環境課長)

県の水環境保全基本計画において、B、C、D類型に指定されている水域については上位の基準値を目標として掲げている。C類型に指定されている水域については、B類型の基準値を目標に、市町村、関係部局と連携を図りながら、努力を続けてまいりたい。

(中井会長)

他に質問、意見等がないようですので、本議題につきましては、第2部会に付託し、ひき続き第2部会で審議することとします。

カ 議事6 「水生生物の保全に係る水質環境基準の水域類型指定について」

事務局（石原水・大気環境課長）から別紙資料6に基づき説明が行われ、以下のような質疑等があった。

《質疑応答》

(福島委員)

河川を湖沼よりも優先して類型指定を定めようとした理由は何か。

(石原水・大気環境課長)

こういった類型指定を行っていく上で、（資料6-2の）2ページに記載されているア～オの情報を精査していく必要がある。情報が不足して補足が必要な部分については、実際に調査を行っている。魚類の捕獲調査や河川の構造等について現地で調査を行っている。また、膨大な既存のデータを整理する必要があるということからも、ある程度しっかりとデータが揃っており、あてはめができる箇所から優先的に類型指定の作業をしている状況である。

(長澤委員)

よく分からぬ点があるので、具体的に説明いただきたい。今回類型指定を検討する河川はどのような理由で定めたのか。先ほどは総合的に調査しやすい箇所を優先したことであったが、そういうことであるのか。

また、（資料6-2の）7ページに記載されているように、平成18年度に15河川、平成19年度に9河川1湖沼についてすでに指定されているが、指定水域に対してどう保全していくのか、説明いただきたい。

(石原水・大気環境課長)

河川の中でどういう順番で選定したかということについては、基本的には今も申し上げたように、データがある程度揃っており、総合的に勘案して指定すべき水域を優先している。こういった検討作業を踏まえると、全部一度に指定するというのはなかなか困難である。

指定した水域についてはどう保全していくのかとの質問であるが、水生生物の保全に係る環境基準の類型指定については、水生生物をどうやって保全していくかということが最終目的である。基準値として亜鉛0.03mg/L以下が設定されているが、イワナ、サケマスということではなく、そういった魚類等が餌とするヒラタカゲロウがこの濃度以下であれば影響ないということから決められたと聞いている。こういった餌が水中にあることが魚を保全していくことに必要であることから、亜鉛に着目して設定された。また、クロロホルム、フェノール、ホルムアルデヒドが要監視項目として設定されている。現在設定されている亜鉛濃度によって水質を保全し、魚の生息環境を保全していくことが水生生物の保全につながるということで、今回指定するものである。

(長林委員)

ただ今の長澤委員のご質問にも関連するが、生物A、Bは、(魚類の) 生息の温度状況が大きな分け目になっている。河川を見ていくと、例えば逢瀬川では、上流から河川A、B、Cと指定されており、水質を想定した分け方になっている。生物A、Bは、水質と相関性があると考えられる。水環境が改善された中で、それぞれに生物特A、生物特Bの指定の中では、どういう位置付けにすればいいのか。例えば、上流と最下流では温度のすみ分けが有効であろうし、水質の面からすると類型指定して、例えば生物B、生物特Bとした場合に将来生息域から水質も期待して上げていくのか、指定の持つ目標となるところを教えていただきたい。

(石原水・大気環境課長)

例えば、(資料6-2の) 3ページの逢瀬川については、上流から河川A、B、下流では河川Cとなっており、水質のBODに着目した指定である。今回の水生生物の保全に係る類型指定では、水質や水温の状況、魚介類の生息状況、産卵場などの情報を確認するが、(資料6-2の1ページの) 表1に記載されている適応性や(資料6-2の2ページの) 表2のそこにどういった魚が生息しているのかといったことがメインになってくる。

逢瀬川等7河川について、現在、類型指定する際に必要な情報を整理しているところであり、水質、水温、河川の構造、魚類の生息状況等を踏まえ、答申をいただきたいと考えている。

(長林委員)

現状の評価がこれから出てくるということであるが、物理的な環境の面からどうもこの水域は生物Bだとして、将来水質も含めた上で水生生物から見ても生物特Bの環境を作っていくのが理想だという判断でいいのか。

(石原水・大気環境課長)

生物特A、特Bは、水生生物の産卵場、幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域であるが、これについては非常に難しい問題であると聞いている。例えば、あ

る水たまりに産卵場があったとしても、その部分のみを生物特Aと指定しづらく、ある程度の広がりが必要である。既存の魚類等を保護するための関係法令等とも調整を図りながら検討する必要があると考えられる。

将来的な部分については、生物相や水温が変化し、必要であれば、類型指定を見直すことも考えられる。

(長澤委員)

検討対象水域の調査においては、(資料6-2 2ページの表2の生物Aや生物Bに)分類されていない、例えばメダカ、タナゴなどの水生生物の生存も見られると思う。そういった絶滅とまではいかないが、減少している水生生物の種も(表2中に)追加すべきではないか。

また、今回の類型指定とは話がずれるが、県内にあるかんがい用水池、いわゆるため池は、現在農業用としては使用されておらず、水循環がなく、大変水質が悪化しており、富栄養化している。今まで農業用水として放流されていたため、水循環があったことから、生息していたフナ、コイ、その他の水生生物が減少の一途をたどっている。今回の審議内容には直接関係ないが、県としてどう対策していくのかお聞きしたい。

(石原水・大気環境課長)

表2は環境省が類型指定する際に参考とするようにと作成した資料であり、それ以外の魚種については明確に回答できるような資料を持ち合わせていないため、他県の状況等も聞きながら、次回回答できるよう検討したい。

ため池に生息するフナや希少な生物種についてであるが、県が類型指定を実施しているのは、公共用水域についてである。ため池が公共用水域の一部になっているのか、公人の所有であるのかといった制約があると思う。また、希少種については、別の部門で検討していることから、正確な回答ができないのでご了承願う。

(引地委員)

参考に意見を述べる。これまで、水生生物の類型指定については第二部会でも検討してきたが、魚というのは同じ場所にじっとしておらず、かなり移動する。特にコイは、非常に汚れたところでも生息できる。魚の種類によっては、低温な水を好む魚と適応できるがそれ以外の水域にも移動している魚もいるなど、なかなか類型指定をするのが難しい面もある。また、川の構造にも関係しており、段差があると移動できなくなるといった複雑な要素もあり、どこまでの水域にどのグループの魚介類がいるかといった分類は難しい。ここに分類されている(表2中の)魚全部を把握しようとすると生物AなのかBなのか分かりにくくなってしまうので、魚の特徴を踏まえて、この魚はあまり移動しないという種類を基に見ていった方が分かりやすいと思う。また、調査するのもなかなか難しいと思うが、餌になるものも影響してくるので、そういう情報についてもなるべく出していただければ我々も検討

しやすいと思う。

水生生物の指定については、こういった難しいこともあるという点も頭に入れて検討していただければと思う。

(稻森委員)

今回検討河川については、湖につながっているということはないのか。近くに湖もないのか。全部海へ放流なのか。

(石原水・大気環境課長)

7河川すべて、阿武隈川に合流し、その後海に放流される。

(稻森委員)

湖沼法の改正の際に、植生復元など色んなことが含まれる。植生復元により、そこに水生生物の産卵場ができるということである。また、川についても国土交通省では魚が定着できるようにと、自然川づくり工法というものを進めている。

福島県内にも、河川や湖沼など幅広く環境問題がある。先ほどメダカの話が出たが、メダカについても現在どこを見てもいなくなっている状況である。農薬の問題もあるだろうと思う。しかし、メダカは化学物質影響試験をやると耐性がある。にもかかわらず、生息する場所がなくなるということは、住み着く場所や産卵の場がなくなっていることから、いなくなっている訳である。

のことから、(資料6-2 表1中の)生物特A、生物特Bの指定は非常に重要であると思う。先ほど魚が移動するという意見もあり、それも当然考えられることだが、河川のどこで産卵場があるのかといったことも含めて調査し、水生生物の保全を考えていきたいと思う。

もう一つ意見がある。河川の環境基準は、BODを指標として非常に達成率が高いが、河川の窒素、磷濃度が高く、流域で窒素磷対策を実施しているとのことであった。私は、常に窒素磷除去型の高度処理合併浄化槽の普及を呼びかけている。河川の窒素・磷低減が流入する湖沼やため池、閉鎖性海域にも影響するといったことも頭に入れながらやっていただきたい。

(中井会長)

今のはご意見ということでいいでしょうか。他にご意見等ございませんか。他にご質問、ご意見がないようでしたら、この案件につきましては、第2部会に付託し、引き続き第2部会で審議することとします。

なお、本日の2つの議題につきましては、いずれも第2部会で審議することとしたが、福島県環境審議会条例第8条第8項の規定によりますと、部会の決議をもって審議会の決議としてもよいという規定があることから、部会の決議を本審議会の決議としたいと思いますので、ご了承いただけますでしょうか。

(各委員)

異議なし。

キ その他

環境基本計画に関する報告事項として、事務局（大谷企画主幹）から別紙資料7に基づき説明が行われ、以下のような質疑等があった。

《質疑応答》

(後藤委員)

要望として、上位計画である総合計画との関係を今回の環境基本計画のスケジュールの中に表記していただきたい。環境基本計画を策定した中身がどのように総合計画に反映されるのかを把握していた方が良いので。もう少し言えば、前回の見直しは多分2年前だったと思うが、かなり直近にやったという記憶があるので、なぜまたこんな早い時期にという感覚がないわけではない。上位計画との関係からというのであれば、その関係が分かるようにしていただきたい。

(大谷企画主幹)

総合計画と環境基本計画は相互に補完するような関係にあるので、委員御指摘の点については、スケジュールを次回までに提供したい。

(白井委員)

総合計画が大枠で決まってしまうと、環境基本計画はその枠の中で計画してくれという話になる。そうなると、環境問題が今の時代は大きな問題であるから、むしろ逆に、環境問題の方から総合計画に反映されるようにするべき。行ったりきたりする議論がないと一方的になってしまふ。

(中井会長)

総合計画と環境基本計画との関係がどうなっているのかという点についてもう少し説明をいただければ、ある程度イメージできるのではないかと思う。

(大谷企画主幹)

新しい総合計画については内部で調整中であるが、年明けから県民意見の反映ということで3方部毎に意見交換会が進められる。

環境基本計画との関係については、平成22年度までという終期が同じ計画であり、相互に補完し合って政策目標を達成している。今回の見直しにおいても、総合計画自体は、時代の変化が早いので10年スパンだったところを5年程度で考えており、それに併せて環境基本計画も見直したいということである。

現在から来年の春頃までに、環境基本計画の点検を実施することになっているが、同様に総合計画も点検、社会情勢の分析、新計画の骨格検討を行っていく。そうした中、新しい総合計画の柱となる環境分野においては、環境審議会などの意見を踏まえて総合計画に反映させるような取り組みをしていきたい。

(中井会長)

私から補足。前回14年の策定時には、13年策定の総合計画のしばりで窮屈な議論をしたという記憶があまりない。今回だと基本的には既にある基本計画を継承

しながら、という部分もあるので大枠的にはそんなに総合計画によって手足をしばられるようなことにはならないのではないか。逆に、環境基本計画を総合計画にどういった形で盛り込んでいただけるのかを意識しながら、作業を進めていく必要はある。

(白井委員)

しばりなく自由に議論できるというのは良いことだが、そうすると環境基本計画の全体での位置づけが緩くなつて、県の行政的にあまり力を入れられないということにもなるので、むしろ総合計画と環境基本計画は密接な関係があつた方がいい。福島県はどういう位置づけの県なのか、CO₂を吸収する県なのか排出する県のかなど、それによって産業の発展などとの間に非常に微妙な影響が出てくる。今までとは違う形で少しシビアに対応していった方がいいと思う。むしろ、総合計画の中に福島県の環境を大事にすると言う理念が謳われて、その中で環境基本計画ができるといふのが良いと思う。総合計画がどんどんできてしまつて、後から環境基本計画がそれにしばられるということがないように、よろしくお願ひしたい。

(中井会長)

総合計画との関係を重視して、というのは皆さん共通だと思うので、そこは十分意識して作業を進めていきたい。

(長澤委員)

環境だけが突出するということでなく、全分野が相互連携することが重要。環境問題は安全・安心、人づくり、地域づくりの分野までもつながっていく。私から事務局の皆さんにお願いしたいのは、縦割りでなくもっと開かれた中で、庁内の連携を良くして議論を進めてほしいということ。

(大谷企画主幹)

総合計画と部門別計画の連携を図る、役割分担を果たすという意味で、総合計画においては重要な施策とか基本となる県の目標を大きく打ち出すとともに、環境基本計画をはじめとした部門別計画については、その大きな目標に基づいて個々の施策を展開していくことになる。環境基本計画については、総合計画において設定された目標に基づき、これまでの流れも踏まえながら福島県の環境を大事にしていくような計画づくりをしたい。

(中井会長)

次年度は、日程を見ると夏くらいから審議会が忙しくなる予定。次年度の大きな課題となるということを御承知いただきたい。

(高橋委員)

これまでの話はとても重要なことであるので、新しい総合計画に関する情報提供を事務局にお願いしたい。

以上で議事終了。

(5) 閉会（司会） 生活環境総務課菅野主任主査

1月29日（木）13：30より、第2部会を開催する予定であることをお知らせし、閉会とした。